琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　一般重要案件(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

不法強行上陸事件の判決

総理府 5.
[illegible] 1,

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

316

総番号(TA) 19743　主管
70年 4月 25日 16時06分 ナハ発
70年 4月 25日 17時11分 本省着 米北1

外務大臣殿　岸沖縄事務所長

44年11月9日トマリ港における不法強行上陸事件の判決について(連)

第136号 平 至急

総務長官へ第136号

昨年11月9日本土学生のトマリ港不法強行上陸事件を審理していた那覇地方裁判所は本日被告22名中15名に対して判決を下したが、その状況及び今後の措置は以下の通り。

1、判決

[redacted]にそれぞれ懲役2年6月執行猶予3年強制送還

高木 [illegible]

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

[redacted]にそれぞれ懲役2年執行猶予3年強制送還の判決を下した。

2、身柄の措置

身柄は裁判官の抑留状によれば、コザ、イトマン、ヨナバルの各所に分散留置し、判決確定をまって2回に分け強制送還する予定なるも送還の日時方法等については別途検討中である。

3、残り7名については未定。

(了)

—2—

外務省